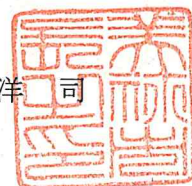


入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び美祢市財務規則（平成20年美祢市規則第61号。以下「規則」という。）第77条の規定に基づき公告します。

令和8年5月21日

美祢市長 篠田 洋司



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 第3別館・保健センター外解体工事
- (2) 工事場所 美祢市大嶺町東分地内
- (3) 工事概要
- ・第3別館解体、RC造、一部S造 延べ面積 797.81 m²
 - ・第3別館ガス庫解体、CB造、延べ面積 3.57 m²
 - ・第3別館保管庫解体、S造、延べ面積 43.32 m²
 - ・第3別館車庫解体、S造、延べ面積 72.00 m²
 - ・第3別館畜舎解体、RC造、延べ面積 42.40 m²
 - ・保健センター解体、RC造、延べ面積 552.24 m²
 - ・吉則駐車場トイレ解体、RC造、延べ面積 27.24 m²
 - ・保健センター倉庫解体、S造、延べ面積 37.58 m²
 - ・リサイクルステーション（6棟）解体、S造、延べ面積 57.13 m²
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、この公告の工事を目的とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 共同企業体の全ての構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 美祢市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱（平成20年美祢市訓令第74条）第3条第1項第1号に規定する「令和7.8年度建設工事競争入札参加資格者名簿」の中で解体工事に登録され、かつ、当該許可業種（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項別表第一）の許可を有してから、営業年数が少なくとも5年以上あること。

- エ 法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を市内に有すること。
 - オ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は、本市ホームページ掲載の「建設工事における入札参加の制限について（通知）」による。
 - キ 入札に参加を希望する共同企業体の代表者は「電子入札利用者登録」並びに「美祢市電子入札システム利用者登録」をしていること。
- (2) 共同企業体の構成等については、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 構成員の数は2者又は3者とする。
 - イ 出資比率が2者で構成する場合は30%以上、3者で構成する場合は20%以上であること。
 - ウ 共同企業体の形態は、共同施工方式とし、原則として各構成員が対等の立場で一体となって施工すること。
- (3) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（解体工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - イ 平成23年4月1日からこの公告の日までの間に、元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限る。）として、建築物の解体工事を施工した実績を有していること。なお、建築物とは建築基準法第2条第1号によるものをいう。
 - ウ 法に規定する監理技術者（解体工事業に限る。）の資格を有する者（この入札に参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が入札の申込日以前に3箇月以上継続してあること。）を専任で配置すること。
 - エ 共同企業体の代表者は構成員の中で最大の施工能力を有するものとする。この場合において、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
- (4) 共同企業体の代表者以外の者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 法第3条第6項に規定する一般又は特定建設業の許可を受けていること。
 - イ (1)ウの該当する許可業種において国家資格等を有する主任技術者（この入札に参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が一般競争入札参加申請書の提出日以前に3か月以上継続してあること。実務経験のみの資格は除く。）を専任で配置すること。

3 設計図書の配布・閲覧場所及び日時

(1) 場所

本市ホームページの《しごと・産業・まちづくりー入札・契約・公募ー一般競争

入札≫及び入札情報公開システムー入札情報公開サービスー発注案件ー工事に掲載。
パスワード照会書を監理課にファックスすることで回答書を同様に送付する。

(2) 日時

令和 8 年 5 月 21 日 (木) から令和 8 年 6 月 29 日 (月) まで

4 工事内容等の質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合には、工事内容質問書を総務企画部監理課へ令和 8 年 6 月 11 日 (木) から令和 8 年 6 月 17 日 (水) 午後 5 時までにメール (PDF 及び Word ファイル) により提出すること。質問に対する回答は、随時行い市ホームページ (入札情報公開システム) に掲示する。

なお、入札公告に係る質問については、令和 8 年 5 月 21 日 (木) から随時受け付ける。

5 入札参加資格確認申請に必要な書類の提出

(1) 提出する書類

本工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を提出するとともに、美祢市条件付一般競争入札事務処理要領の規定により次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ 同種、類似工事の施工実績調書

ウ 監理技術者の資格・工事経験調書

エ 主任技術者の資格・工事経験調書

オ 特定建設工事共同企業体結成届出書

カ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 委任状

ク 使用印鑑届

ケ 経営事項審査結果通知書の写し及び建設業の許可通知書の写し

注) 上記の様式については、市のホームページ (入札情報公開システム) からダウンロードすること。

(2) 書類の提出方法

提出書類は原則電子入札システムにより提出するものとし、添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超える場合には持参するものとする。

(3) 書類の提出先

美祢市総務企画部監理課

(4) 書類の提出期限

令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午後 5 時まで

6 入札参加資格の確認結果と通知

入札参加資格確認申請書を審査し確認された入札参加資格の適否について、入札参加資格適合・非適合通知書により入札参加資格確認申請者へ令和 8 年 6 月 11 日（木）付けで発送する。

なお、適合通知書に「美祢市建設工事に係る予定価格の事後公表試行要領」の対象工事であることを記載する。

7 契約条項を示す場所

美祢市総務企画部監理課（美祢市役所 別館 3 階）

8 入札書提出及び入札執行方法、日時

(1) 方法

電子入札

(2) 入札書提出期間

令和 8 年 6 月 26（金）午前 8 時 30 分から令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時 00 分まで

(3) 開札日時

令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時 00 分

9 入札保証金等

- | | | |
|-----------|-----|----|
| (1) 入札保証 | ・・・ | 免除 |
| (2) 契約保証金 | ・・・ | 必要 |
| (3) 工事内訳書 | ・・・ | 必要 |

10 無効入札

美祢市工事執行規則第 15 条に掲げる入札及び次に該当する入札

- (1) 工事内訳書の提出がない入札
- (2) 工事内訳書の工事価格と異なる価格での入札
- (3) 入札書記載事項（工事名、年月日、宛先、住所、商号又は名称等）に誤記がある入札
- (4) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効と認められる入札
- (5) 電子証明書を取得していないものした入札
- (6) 電子入札実施要領第 5 第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 13 条第 3 項の規定により無効とされている入札
- (7) その他、電子入札システムポータルサイト掲載の「電子入札の心得」及び「美祢市

電子入札実施要領」に該当する入札

11 入札の中止

入札に参加しようとする者が 1 者に満たなくなった場合は、当該工事に係る入札を中止する。

12 落札者の決定方法

当該工事は、予定価格の事後公表の試行対象のため、入札回数は 3 回までとし、予定価格の範囲内で入札した者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、落札者とならない場合がある。

なお、美祢市低入札価格調査実施要領の対象工事となるため、調査基準価格を下回った場合は落札決定を保留し、後日その結果を通知する。

事後公表の詳細は、本市ホームページ掲載の「建設工事における予定価格の事後公表の試行について(お知らせ)」による。

13 その他

(1) 本市は、開札後、落札決定をするまでの間に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該落札者の行った入札を無効にするものとする。

ア 美祢市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。

イ この入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 本市は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が (1) のア、イのいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消し、又は仮契約の解除ができるものとする。

(3) 上記 (1)、(2) 及び「10 無効入札」について、本市はこれに伴う損害賠償の責めを一切負わない。

(4) 提出された書類等は公表しない。ただし、情報公開請求、地方自治法第 98 条による請求又は刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項による照合等があったときはこの限りでない。

(5) 提出された書類等は、入札参加資格の確認等以外に使用しない。

(6) 提出された書類等は、返却しない。

(7) 入札参加に係る費用及び契約書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

※この入札については、上記のほか「美祢市条件付一般競争入札参加心得」によること。

14 問い合わせ先

(1) 入札契約に関すること。

〒 759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1

総務企画部 監理課 監理班

Tel 0837-52-1119 Fax 0837-52-3333

E-mail kanri@city.mine.lg.jp

(2) 工事内容に関すること。

〒 759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1

建設農林部 建設課 建築班

Tel 0837-52-5221 Fax 0837-52-5698

E-mail kensetsu@city.mine.lg.jp